

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画下水道事業

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（河辺地域）

### 2 縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課